

## 青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

## 青森市市税条例（平成十七年青森市条例第二〇三号）

改正後	改正前
<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第三条第六項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日</u>について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第三条第六項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という</u>_____。 _____。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>